

公報

週二回(火、金)定期発行
必要に応じて号外発行

第四十八号

一九六七年

六月十六日

規 則

規則第五十五号

戸籍法施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

一九六七年六月十六日

行政主席 松岡政保

戸籍法施行規則の一部を改正する規則

戸籍法施行規則(一九五七年規則第二十五号)の一部を次のように改正する。

第一条中「日本標準規格」を「日本工業規格」に改める。

第三条第三項中「管轄支務支局長の認可を得た」を「市町村長は、相当と認める」に改める。

第二十一条第二項中「管轄支務支局長の認可を得た」を「市町村長は、相当と認める」に改める。

第三十五条第五号を次のように改める。

五 親権、後見または保佐に関する事項については、無能力者

第三十七条第二号を次のように改める。

二 削除

第三十九条第一項中「その者の身分に関する重要な」を「次の各号に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

一 出生に関する事項

二 嫡出でない子について、認知に関する事項

三 養子について、現に養親子関係の継続するその養子縁組に関する事項

四 夫婦について、現に婚姻関係の継続するその婚姻に関する事項及び配偶者の国籍に関する事項

五 現に無能力者である者についての親権、後見または保佐に関する事項

六 推定相続の廃除に関する事項でその取消のないもの

七 名の変更に関する事項

第四十八条第一項ただし書中「法務支局長の認可を得た」を「市町村長は、相当と認める」に改める。

附録目次第四号中「第一 戸籍簿の見出票の様式 第二 除籍簿の見出票の様式」を削る。

目 次

規 則

○戸籍法施行規則の一部を改正する規則(規則第五十五号) 1

告 示

○建築用ブロック生産業者の登録について(告示第二百三十三号) 3
○公有水面埋立免許について(告示第二百三十六号) 4

警察局事項

○道路交通法による行政処分の聴聞について(警察局告示第三十二号) 4

中央教育委員会事項

○学校の位置変更認可について(中教委告示第二十二号) 5

私立大学委員会事項

○第四回(臨時)私立大学委員会会議の招集について(私大委告示第六号) 5

公 告

聴聞開催について

判決書

公示催告

正 誤

○銀行の役員又は職員に係る関係事業の範囲を定める規則中訂正 7

○救難艇及び警備艇乗組員の被服の貸与、服制及び服装に関する規則の一部を改正する規則中訂正 7

○銀行法施行規則の一部を改正する規則中訂正 9

○相互銀行法施行規則の一部を改正する規則中訂正 11

○社会保険特別会計法施行規則中訂正 13

告 示

○パインアップル原料売買価格の最低基準について(告示第二百三十七号) 13

附録第四号様式を次のように改める。
附録第四号様式見出票

者名					
筆頭氏名					
本籍					
編製日					
戸籍年月					
籍日	冊数		丁数		
除年月					
備考					

附録第七号戸籍記載例三十三の次に、次の四号を加える。

三十三の二 婚姻中の母の夫の認知により子が嫡出子の身分を取得し、父母の戸籍に入籍する場合の記載(父母の戸籍中父の身分事項欄)

昭和四拾壹年参月五日乙野広造を認知届出

三十三の三 同上(父母の戸籍中被認知者の身分事項欄)

父甲野義太郎認知届出昭和四拾壹年参月五日受附 中頭郡西原村字榎原拾番地乙野梅子戸籍より入籍

三十三の四 同上(被認知者の従前の戸籍中その身分事項欄)

父那覇市東町壹丁目拾番地甲野義太郎認知届出 昭和四拾壹年参月五日那覇市町受附同月七日送付甲野義太郎戸籍に入籍につき除籍

三十三の五 同上の被認知者が戸籍の筆頭に記載した者である場合の記載(被認知者の戸籍中その戸籍事項欄)

父の認知により父母の氏を称するに至ったため昭和四拾壹年参月七日筆頭者氏名欄更正

頭者氏名欄更正

附録第七号戸籍記載例五十二中「附家庭裁判所の裁判により同月式拾壹日」を「島尻巡回裁判所の裁判確定同月拾壹日」に改める。

附録第七号戸籍記載例五十九中「離縁によって復籍すべき戸籍が既に除かれている場合」の次に「又は新戸籍編製の申出をした場合」を加える。

附録第七号戸籍記載例六十中「届出復籍すべき戸籍が除かれているため」の届出により」に改める。

附録第七号戸籍記載例六十二を次のように改める。

六十二 削除

附録第七号戸籍記載例百十二中「離婚によって復籍すべき戸籍が既に除かれている場合」の次に「又は新戸籍編製の申出をした場合」を加える。

附録第七号戸籍記載例百十三中「届出復籍すべき戸籍が除かれているため」を「の届出により」に改める。

附録第七号戸籍記載例百十五を次のように改める。

百十五 削除

附録第七号記載例百五十三中「同上復籍すべき戸籍が既に除かれているため」の次に「又は新戸籍編製の申出をしたため」を加え「復籍すべき戸籍が除かれているため」を「により」に改める。

附録第七号戸籍記載例百五十四を次のように改める。

百五十四 削除

附録第七号戸籍記載例百六十七中「同上復籍すべき戸籍が既に除かれているため」の次に「又は新戸籍編製の申出をしたため」を加え「届出復籍すべき戸籍が除かれているため」を「の届出により」に改める。

附録第七号戸籍記載例百六十八を次のように改める。

百六十八 削除

附録第七号戸籍記載例百八十八中「附許可の裁判」を「許可の裁判」に改める。

附録第七号戸籍記載例百八十九、百九十、百九十二及び百九十四中「附許可の裁判により」を「許可の裁判確定」に改める。

附録第九号様式 第一 一部の訂正中

昭和四拾四年参月式拾日附許可の裁判により父我謝銀吉

戸籍訂正申請同年式式拾六日受付名訂正

昭和四拾四年壹月貳拾日許可の裁判確定父我謝銀吉戸籍訂正申請
同月貳拾六日受附名訂正

改める。

附 則

この規則は一九六七年七月一日から施行する。

告 示

告示第二百三十三号

ブロック品質保全法(一九六一年立法第四十八号)第十五条の規定に基づき
建築用ブロック生産業者の登録を次のとおり告示する。

一九六七年六月十六日

行政主席 松岡 政保

- 一 生産業者の氏名 山城 盛 勇
- 二 生産業者の住所 仲里村字字根一七九二
- 三 事業場の名称 泊ブロック工場
- 四 事業場の所在地 仲里村字字根一七九二
- 五 ブロック成形機の能力又は台数

名 称	型 式	生産能力	台 数	備 考
伊 都 式	一型	六〇〇個	計 一台	

六 ブロックの種類、登録番号及び登録年月日

ブロックの種類	登録番号	登 録 年 月 日	備 考
建築用ブロック	一六六	一九六七年六月九日	新規

告示第二百三十四号

ブロック品質保全法(一九六一年立法第四十八号)第十五条の規定に基づき
建築用ブロック生産業者の登録を次のとおり告示する。

一九六七年六月十六日

行政主席 松岡 政保

- 一 生産業者の氏名 崎 浜 秀 栄
- 二 生産業者の住所 名護町字許田二五四
- 三 事業場の名称 崎浜ブロック工場
- 四 事業場の所在地 名護町字名護二五四
- 五 ブロック成形機の能力又は台数

名 称	型 式	生産能力	台 数	備 考
伊 都 式	一型	六〇〇個	計 一台	

六 ブロックの種類、登録番号及び登録年月日

ブロックの種類	登録番号	登 録 年 月 日	備 考
建築用ブロック	一〇五	一九六七年六月十八日	更新

告示第二百三十五号

ブロック品質保全法(一九六一年立法第四十八号)第十五条の規定に基づき
建築用ブロック生産業者の登録を次のとおり告示する。

一九六七年六月十六日

行政主席 松岡 政保

- 一 生産業者の氏名 儀 間 成 巧
- 二 生産業者の住所 伊江村字西江前九七
- 三 事業場の名称 儀間ブロック工場

四 事業場の所在地 伊江村字西江前九七
 五 ブロック成形機の能力又は台数

名称	型式	生産能力	台数	備考
伊都式	一型	六〇〇個	計 一台	

六 ブロックの種類、登録番号及び登録年月日

ブロックの種類	登録番号	登録年月日	備考
建築用ブロック	一四二	一九六七年六月十四日	更新

告示第二百三十六号

公有水面埋立法第二条の規定により一九六七年六月十二日づけで次のとおり免許したので同法第十一条の規定により告示する。

一九六七年六月十六日

行政主席 松岡政保

- 一 埋立申請人の住所氏名
 住所 平良市字西里一六八番地
 氏名 平良市
- 二 埋立の場所及び面積
 場所 宮古平良市字久貝久松漁港地先
 面積 一、七二一、五二平方米 (五二〇、七五坪)
- 三 埋立の目的
 船揚場用地に供さなければならない。
- 四 埋立に関する工事の着手及び竣功期限
 免許の日から起算して二ヶ月以内に埋立に関する工事に着手し、着手の日から十二ヶ月以内に竣功しなければならない。

警察局事項

警察局告示第三十二号

道路交通法第九十七条の規定による行政処分について、同法第九十八条に基づき聴聞を次のとおり行なう。

一九六七年六月十六日

警察局長 幸地長恵

記

- 一、期日 一九六七年七月五日 午後二時〇〇分
- 二、場所 那覇市美栄橋町一の一 警察本部保安部交通課
- 三、被聴聞者住所氏名
 宜野湾市字大山一四七九 石川 政雄
 今帰仁村字諸志一二二 上間 重正
 浦添村字宮城五二 翁 長 洋
 那覇市壺屋町七〇 喜友永 勇
 那覇市首里平良町一の七五 金城 清紀
 浦添村字仲西二二三 高安 清
 本部町字谷茶一五 屋嘉比 智徳
 那覇市字大道三三三 上間 英三
 石川市字石川二八四 石川 春雄
 那覇市字大道二三八 又吉 久全

中央教育委員会事項

中央教育委員会告示第二十二号

学校の位置変更認可について

一九六七年四月二十八日付で佐敷教育区教育委員会から申請のあった佐敷中学校位置変更認可申請については、学校教育法施行規則第二条第二項の規定により左記のとおり認可した。

一九六七年六月十六日

中央教育委員会

記

- 一、旧位置 佐敷村字佐敷一一九三番地
- 一、新位置 佐敷村字兼久兼久原二六一一番地

私立大学委員会事項

私立大学委員会告示第六号

第四回(臨時)私立大学委員会会議の招集について

私立学校法(一九六五年立法第一百一十号)第二十一条第一項の規定に基づき、次のとおり第四回(臨時)私立大学委員会会議を招集する。

一九六七年六月十六日

私立大学委員会委員長 高 嶺 朝 光

記

- 一、会議開催の日時 一九六七年六月二十日 午前十時
- 二、会議開催の場所 八沙荘
- 三、会議に付する案件
 - 1、財団法人嘉数学園の学校法人嘉数学園への組織変更認可について
 - 2、財団法人沖繩キリスト教学院の学校法人沖繩キリスト教学院への組織変更認可について
 - 3、財団法人嘉数女子学園の学校法人嘉数女子学園への組織変更認可について
 - 4、私立大学委員会事務局組織規則について

◎大学視察

沖繩大学、国際大学、沖繩キリスト教短期大学、沖繩女子短期大学

公 告

電気事業法第三十八条の規定により、次のとおり聴聞を行なう。

一九六七年六月十六日

行政主席 松 岡 政 保

一、件名

困頭村の準電気事業許可証記載事項の変更について

二、事案の要旨

- (1) 現供給区域に奥、安波を追加変更する。
- (2) 出力三〇KWの奥発電所及び出力二〇KWの安波発電所を新設する。

三、聴聞の期日及び場所

期日 一九六七年七月十四日 午後二時

場所 通商産業局会議室

一九六七年審第五号

裁 決 書

機船第三任吉丸乗揚事件

高知県室戸市浮津五百六十四番地

受審人 浜 岡 峰 吉

明治三十二年一月二十四日生

右の事件について、当海難審判庁は、海難審判庁理事官天久朝政が関与して審理をとげ、次のとおり裁決する。

主 文

本件乗揚は、受審人浜岡峰吉の運航に関する職務上の過失に因って発生したものである。

浜岡峰吉を戒告する。

理 由

船種船名 機船第三任吉丸

船籍港 石垣市

船舶所有者 川 崎 忠 徳

総トン数 七十トン

受審人 浜 岡 峰 吉

職 名 船 長

海技免状 乙種二等航海士免状

事件発生の日時刻及び場所

一九六六年九月十日午前十時五十分

西表島インタ崎沖合

本船は、石垣港と鳩間島及び西表島船浦港との間に就航する木製貨客船であるが、船浦港において、貨物約五トン、船客三十人を載せ、船首一〇〇メートル船尾二・二五メートルの喫水をもって、一九六六年九月十日午前十時三十分船浦港棧橋を発し、受審人浜岡峰吉は、機関を一時八海里ばかりの全速力前進に令し、自らは船橋にあって操船を指揮し、船首に見張三人を立て、針路適宜にて水路をたどり、石垣港に向かう航行の途、同時四十五分ごろ、機関を一時五海里ばかりの微速力前進に令し、西表島インタ崎からほぼ東北東(磁針方位、以下同じ。)沖合の、さんご礁の間のきわめて狭い水道(通称インダ水道)にさしかかり、点在する暗礁を曲折して替わし、ほぼ南東微東四分の三東の針路で進行中、雨雲の襲来によって水面が暗くなり、前路の識別が困難となったところ、船首の見張員が水路を誤認し、左舷に回頭するよう手信号をしていたので、受審人は操舵手に左舵を命じた後、その地点で左転することに疑問をいだき、機関停止を命じて間もなく、同時五十分インタ崎から東北東四百メートルばかりの水路の左側暗礁に、船首をほぼ東に向けて乗り揚げた。当時天候は曇で北東の軽風が吹き、潮候は上げ潮の初期であった。乗揚の結果、船首からやや後方の右舷側船底と機関室前方の右舷側船底とに凹損を生じ、これに伴って付随の用材を損傷し、同所の埋げきがち緩して浸水したが、同地点において応急修理を施し、自力離礁して、同日午後六時三十分石垣に入港し、のち修理された。

右の事実中、本船が船浦港を発してから乗り揚げるまでの経過については、受審人浜岡峰吉提出の海難報告書、海難審判庁理事官天久朝政の浜岡受審人に対する質問調書中の供述記載、当海難審判庁の検査調査、八重山気象台の気象資料及び浜岡受審人の当廷における供述により証拠は十分である。船浦港において貨物及び船客を載せた点並びにその員数については、海難報告書中の記載及び質問調書の供述記載により、喫水については、質問調書中の供述記載により、船浦港棧橋を発した点については、受審人の当廷における供述により、その発航時刻については、海難報告書中の記載及び質問調書中の供述記載により、機関を一時八海里ばかりの全速力に令した点、自らは船橋にあって操船を指揮した点については、受審人の当廷における供述により、船首に見張三人

を立てた点、針路適宜にて水路をたどり石垣港に向かった点については、質問調書中の供述記載及び受審人の当廷における供述により、機関を一時五海里ばかりの微速力前進に令した点及びその時刻については、受審人の当廷における供述により、インタ崎から東北東沖合のきわめて狭い水道にさしかかった点については、質問調書中の供述記載及び受審人の当廷における供述並びに当海難審判庁の検査調査中の記載に徴し、点在する暗礁を曲折して替わし進行した点及び針路については、受審人の当廷における供述により、雨雲の襲来によって水面が暗くなり前路の識別が困難となった点については、海難報告書中の記載及び受審人の当廷における供述により、船首の見張員が水路を誤認した点、左舷に回頭するよう手信号をしていた点、左舵を命じた点及びその地点で左転することに疑問をいだき、機関停止を命じた点については、受審人の当廷における供述により、乗揚時刻については、海難報告書中の記載及び質問調書中の供述記載により、乗揚地点については、当海難審判庁の検査調査中の記載により、乗揚当時の船首方向については、受審人の当廷における供述により、船体の損傷箇所及び損傷模様については、質問調書中の供述記載及び受審人の当廷における供述により、応急修理を施した点、自力で離礁した点、石垣に入港した点及びその時刻並びに修理された点については、質問調書中の供述記載により、天候風潮については、質問調書中の供述記載、八重山気象台の気象資料及び海上保安庁刊行の潮汐表によりいずれもこれを認めた。

本件乗揚は、海難審判法第二条第一号に該当し、本船がインタ崎沖合の狭い水道を通航中、雨雲の襲来により水路の識別が困難となり、船首の見張員が水路を誤認したことに因るが、ひつきよう受審人浜岡峰吉が暗礁が点在し、かつ、曲折した狭い水道を通航する場合、前路を十分警戒して徐々に進行すべきであったのにこれを怠り、過大な速力で進行した同人の運航に関する職務上の過失に因って発生したものである。

受審人浜岡峰吉の所為に対しては、海難審判法第四条第二項の規定により、同法第五条第三号を適用して同人を戒告する。

一九六七年五月二十二日

海難審判庁

審判長

審判官 金城 善四郎

審判官 大 浜 長 栄

審判官 平 良 恵 徳

一九六七年治(三)第四号

公 示 催 告

住 所 那覇市大道四二番地
申立人 下地常盛

別紙表示の株券につき、右申立人から公示催告の申立があったから、その権利者は一九六八年一月一〇日午前一〇時までに当裁判所に権利を届け出ると同時に株券を提出されたい。
もし、右期日までに届出及び提出がないときは、その無効を宣言することができる。
一九六七年六月九日

那覇治安裁判所

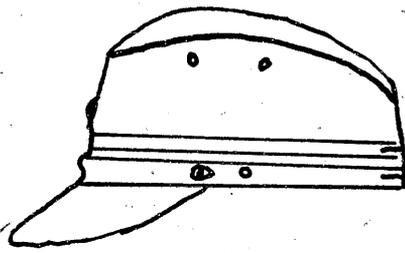
裁判官 当間 太郎

株 券 の 表 示

- 一、琉球石油株式会社株式
株券の種類及枚数
五三株 十三枚
老株券 八枚(百B円)
五〃 一枚(五百B円)
拾〃 四枚(壹千B円)
株券の記号及番号
B円百円 い一五〇八・一五〇九・一五一一〇
一四四二・一四四三



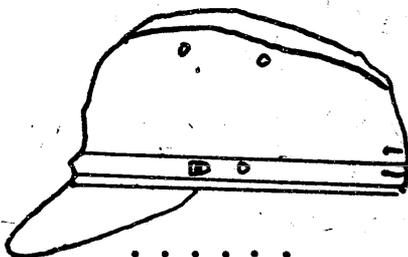
作 業 帽 制 式



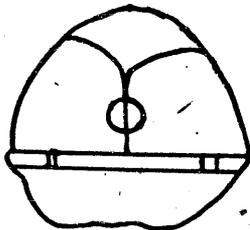
一級一般船員職



三級以上の
船舶運航職



その他の職員



一九六七年六月二日付公報第四十四号登載の「救難艇及び警備艇乗組員の被服貸与、服制及び服装に関する規則の一部を改正する規則」中次のとおり誤り
作業帽制式の図を次のように改める。

一九六七年五月十二日づけ公報第三八号登載の「銀行の役員又は職員に係る関係事業の範囲を定める規則(規則第三十七号)中次のとおり誤り。

ページ	段	行	誤	正
1	下	末尾から	十六号	十六条

正 誤

発行当時名義人
最終名義人

下地常盛
下地常盛

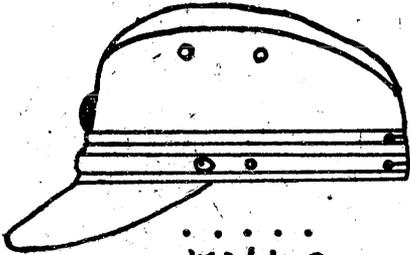
一枚の額面金額
一株の払込金額
株券発行年月日
発行行 者

全額払込済
一九五二年一月一日
琉球石油株式会社
取締役社長 稲 嶺 一郎

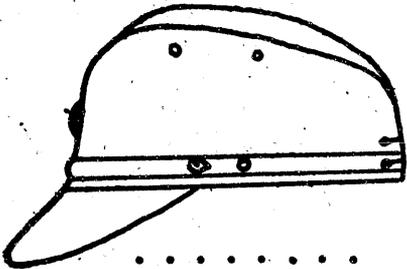
B円五百円
B円壹千円
B円一〇〇円也
B円五〇〇円也
B円一〇〇〇円也
い一三八・一三九・一四〇
ろ一四〇八
は一二二・二二二・二二六八
二六九
(イ) B円五〇〇円也
(ロ) B円一〇〇〇円也

正

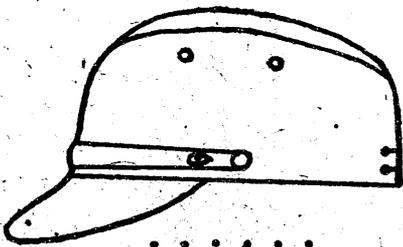
作業帽制式



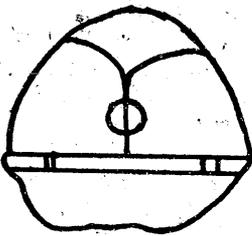
三級以上の
船積運航職



一級一般船員職

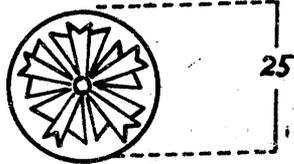


その他の職員



作業帽制式の図を次のように改める。

き章



き章の図を次のように改める。

一九六七年四月二十六日及び公報(号外)第二十一号登載の「銀行法施行規則の一部を改正する規則」中次のとおり載り。

ページ	段	行	誤	正	備 考
4			本 支 店 金 引 当 金	本 支 店 金 引 当 金	
5	上	2	貸 対照表には	貸借対照表には	
5	上	6	株式低下法による	株式を低下法に依る	
5	上	23 ~ 22	を作成し、之を本店貸借対照表 に添付すること。	を作成すること。	
6			株式会社 銀行	株式会社 銀行	
7	上		株式会社 銀行	株式会社 銀行	
7	上		剰余金処分計算書	剰余金処分計算書	
7	上		I 当期末処分利益金	I 当期末処分利益金	
8			当 期 末 残 高 (b) 金 額 $\frac{b}{2}$	当 期 末 残 高 (b) 金 額 $\frac{b}{a}$	
8			有価証券	有価証券	
9			(負債計)	負債計	
13			13 預 金	13 預 金	
13			I 当期末現在預金口数 (単位: 円)	I 当期末現在預金口数	
13			(うち寮その他施設) 土 地 建 物	(うち寮その他施設) (土 地) (建 物)	
14			14 定期積金契約		1 契約高の増減の表の下
15			17 外国為替	17 外国為替	
15			当期間における取扱高	I 当期間における取扱高	
18			$A + B + \frac{c}{b}$	$A + B + \frac{c}{6}$	
20			22 損益科目内訳表	23 損益科目内訳表	
20			22 損益科目内訳表	22 損益科目内訳表	
20			(頁)		23損益科目内訳表は削る
21					
22			(当期末処分利益金+積立金取崩金)	(当期末処分利益金+積立金取崩金)	
22			運用資金資金経常原価率	運用資金経常原価率	
22			24 参考経常比率	24 参考経営比率	
24			有価証券	有価証券	
25			別紙様式第1号による	第1号様式による	

27	金融機関株式	金融機関株式	
28	(信託業務…記載すること。)	(信託業務……記載すること。)	
28	(" ")	(" ")	
28	(" ")	(" ")	
29	(" ")	(" ")	
29	定款又は株式総会で定められた	定款又は株主総会で定められた	
30	様式第1号の	第1号様式の	
33	雑預け金	雑預り金	
34	当期利益金 ()	当期利益金 ()	
	(内当期純益金)	(内当期利益金)	
34	当期末処分利益金	当期末処分利益金	
36	債権償却準備金繰入	債権償却準備金繰入	
40	5 資産負債の増減及び平均残高		削る
43	元 金	元 本	
44	9 金融信託に関する特別事項	9 金銭信託に関する特別事項	
45	株券 枚	株券 株	
47	II 当期間における財産の管理及貸借者の代理取扱	II 当期間における財産の管理貸借の代理取扱	
49	評価高 (a)	評価額 (a)	
50	数 量		26 所有動産不動産
	歩 坪	歩 坪	
	棟 坪	棟・坪	
50	数 量	数 量	27 営業用動産不動産
	歩 坪	歩 坪	
	棟 坪	棟・坪	
50	未 払 費 用	未 払 費 用	28 雑勘定のII
52	前期に…(△)額 前期に…(△)増	前期に(△)…額 前前期に…(△)額	30 損益
52	前期総損益 (内前期繰越損益)	当期総損金 (内前期繰越損金)	
54	借地借家料	借地借家料	

55	上	(様式第6号)	(第6号様式)																			
56		有価証券担保備付金	有価証券担保貸付金																			
56		<table border="1"> <tr> <th colspan="3">延滞率</th> </tr> <tr> <td>(A)</td> <td>(B)</td> <td>(C)</td> </tr> <tr> <td>(a)</td> <td>(a)</td> <td>(a)</td> </tr> </table>	延滞率			(A)	(B)	(C)	(a)	(a)	(a)	<table border="1"> <tr> <th colspan="3">延滞率</th> </tr> <tr> <td>(A)</td> <td>(B)</td> <td>(C)</td> </tr> <tr> <td>(a)</td> <td>(a)</td> <td>(a)</td> </tr> </table>	延滞率			(A)	(B)	(C)	(a)	(a)	(a)	
延滞率																						
(A)	(B)	(C)																				
(a)	(a)	(a)																				
延滞率																						
(A)	(B)	(C)																				
(a)	(a)	(a)																				
59		4 諸貸付金	諸貸付金																			
59		有価証券担保貸付金	貸付金																			
59			有価証券担保貸付金	4 諸貸付金の表中の未を末にかえる。																		
59		当期末残高 口 数	当期末残高 口 数	(単位: 円)																		
59				4 諸貸付金の表中の I に																		
61		額貸付金.....計 債務の保証又は裏書	貸付金.....計 債務の保証又は裏書																			

「一九六七年四月二十六日つひ公報(号外)第二十一号巻載の「相互銀行法施行規則の一部を改正する規則」中次のとおり誤り。

ページ	段	行	誤	正	備 考								
62	上	6	(一九五三年度第五二章)	(一九五三年度第五二章)									
64		7	給付金総額の限度	給付金総額の限度									
64		11	有価証券報告書	有価証券									
65			<table border="1"> <tr> <td>当座貸越 ()</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(融資量)</td> <td></td> </tr> </table>	当座貸越 ()		(融資量)		<table border="1"> <tr> <td>当座貸越</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(融資量) ()</td> <td></td> </tr> </table>	当座貸越		(融資量) ()		
当座貸越 ()													
(融資量)													
当座貸越													
(融資量) ()													
65			<table border="1"> <tr> <td></td> <td>負債及資本計</td> </tr> <tr> <td>資産合計</td> <td></td> </tr> </table>		負債及資本計	資産合計		<table border="1"> <tr> <td></td> <td>資本計</td> </tr> <tr> <td>資産合計</td> <td>負債及資本合計</td> </tr> </table>		資本計	資産合計	負債及資本合計	
	負債及資本計												
資産合計													
	資本計												
資産合計	負債及資本合計												
65			銀行割引手形	銀行引受手形									
66	上	19	これその差額	その差額									
70			外国他店費	外国他店貸									
71			<table border="1"> <tr> <td>当期中平均残高</td> <td></td> </tr> <tr> <td>金 高 構 成</td> <td></td> </tr> </table>	当期中平均残高		金 高 構 成		<table border="1"> <tr> <td>当期中平均残高</td> <td></td> </tr> <tr> <td>金 額 構 成</td> <td></td> </tr> </table>	当期中平均残高		金 額 構 成		
当期中平均残高													
金 高 構 成													
当期中平均残高													
金 額 構 成													
71					II 負債及資本表中の未は末にかえる。								
72			<table border="1"> <tr> <td>現在資本の額 (株)(株)(株)(株)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(同株数)</td> <td></td> </tr> </table>	現在資本の額 (株)(株)(株)(株)		(同株数)		<table border="1"> <tr> <td>現在資本の額 (株)(株)(株)(株)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(同株数)</td> <td></td> </tr> </table>	現在資本の額 (株)(株)(株)(株)		(同株数)		
現在資本の額 (株)(株)(株)(株)													
(同株数)													
現在資本の額 (株)(株)(株)(株)													
(同株数)													

73	当期末残高 (2)	前期末残高 (2)	
73			
	未給付口構成比率 $(\frac{f}{z})$	未給付口構成比率 $(\frac{f}{d})$	
	対前期増加率 $(\frac{d}{z})$	対前期増減率 $(\frac{d}{z})$	
	解約比率 $(\frac{c}{d})$	解約比率 $(\frac{c}{d})$	
74			II 当期末現在契約高期間別及び金額別表の中100弗以下の欄は削る。
75	9 預け金及び金銭信託	9 預け金及び金銭信託	
75	10 コール、ローン	10 コール・ローン	
75			
75	計	計	
	10 コール、ローン	10 コール・ローン	
75	外国証券 (うち米合衆国政府証券) 社 債	外 国 証 券 公 債 (うち米合衆国政府証券) 社 債	11 有価証券の表中
75	e-G	e-d	
78	(うち寮その他施設) 土 地 建 物	(うち寮その他の施設) (土 地) (建 物)	
78	15 預 金	15 預 金	
	I 当期末現在預金口数 (単位:弗)	I 当期末現在預金口数	
79	6,000弗 "	5,000弗 "	
80	18 国内為替	18 内 国 為 替	
86	25 参考経営比率	26 参考経営比率	
88	有 価 証 券 計 (a)	有 価 証 券 計 (d)	
88	1 預け金は銀行法	1 預け金は相互銀行法	
89	10回まで	10 回以上	
93	借入金 割引手形		

一九六七年四月四日づけ公報定期第二十七号登載の「社会保険特別会計法施行規則」中次のとおり誤り。

ページ	段	行	誤	正
1	下	10	社会特別会計法	社会保険特別会計法

告示第二百三十七号

パインアップル産業振興法（一九五九年立法第八十五号）第十八条の二の規定により、パインアップル原料売買価格の最低基準を次のとおり定めたので第十八条の五の規定に基づき告示する。

一九六七年六月十六日

行政主席 松岡政保

一、原料売買価格の最低基準

等級	価格 (セント)
一級	五・六
二級	五・〇
三級	一・五
格外	〇・五

注 1 この価格一キログラム当り集荷場渡し価格とする。

2 等級別価格は次の通りとする。

等級	果実の直径 (ミリメートル)
一級	一三四以上
二級	一〇七以上 一二四未満
三級	九〇以上 一〇七未満
格外	九〇未満

ただし、缶詰原料として、不相当と認める果実に対しては適用しない。

二、適用期間

この原料売買価格の最低基準は一九六七年六月一日から一九六八年五月三十一日まで適用する。

販売所	発行所
總務局財務部 用度課	總務局 渉外広報部 文書課

大同印刷工業株式会社